

社会福祉法人 豊寿会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員は、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみに関しては無報酬とする。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額、別表1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

2 各々の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。

3 非常勤役員及び評議員の会議出席に関する報酬は、別表4「非常勤役員・評議員の会議出席に関する報酬」に定める額とする。

4 非常勤理事及び評議員の会議出席以外の業務に関する報酬は、別表5「非常勤役員・評議員の会議出席以外の業務に関する報酬」に定める額とする。

5 監事監査に係る監事の報酬は、評議員会において定め、別表6「監事監査報酬」に記すものとする。

6 当法人の職員を兼ね、職員給与の支給している者の役員等報酬は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別表2、別表3に準じて出張費として支給することができる。

4 本人が私有車輛を使用する場合は、以下の費用を法人が負担する。

(1) 公用業務での走行分の燃料代

給与規程 別紙1 (第12条 自動車等の使用者) による10走行距離および燃料価格より算定

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年9月11日から施行し、平成14年8月1日から適用する。

この規程は、平成31年3月26日（社会福祉法人豊寿会評議員会の議決日）に全面改正し、平成31年4月1日より施行する。

別表 1 常勤理事俸給表

号	月額 (円)	算 定 目 安
1	231,000	1日11,000円 (時給 1,375円相当) × 21日
2	252,000	1日12,000円 (時給 1,500円相当) × 21日
3	273,000	1日13,000円 (時給 1,625円相当) × 21日
4	294,000	1日14,000円 (時給 1,750円相当) × 21日
5	315,000	1日15,000円 (時給 1,875円相当) × 21日
6	336,000	1日16,000円 (時給 2,000円相当) × 21日
7	357,000	1日17,000円 (時給 2,125円相当) × 21日
8	375,000	資格条件：理事在任10年以上、且つ評議員会にて職務執行状況評価による

・常勤理事の任に就いた者の俸給は経験や経歴を踏まえて評議員会で決する。

理事長の月額報酬は、8号に定めるところとする。

別表 2

在住市町村以外への出張費 (理事会・評議員会・監事監査出席以外)

区 分	日 当		宿泊料 (一夜につき)	
	一日につき	日帰り	甲地方	乙地方
理 事 ・ 監 事	3,000	1,000	13,100	11,800
評議員	3,000	1,000	13,100	11,800

甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都府、福岡市、仙台市及び神戸市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

別表 3 移動について

道内・道外のJR利用は、特急・グリーン車とする。

航空機及び船舶を利用する場合は、すべて理事長が決定する。

現地までの移動に関する公共交通機関の利用は、すべて実費とする。

別表 4 非常勤役員・評議員の会議出席に関する報酬

在住市町村と同一市町村での開催の場合

区 分	会議開催市町村と同一市町村 在住者	
	日 当	交 通 費
理 事 会	2,000 円	5,000 円
評 議 員 会	2,000 円	5,000 円

在住市町村と異なる市町村での開催の場合 (送迎用公用車利用の場合は、上記の金額を支給)

区 分	会議開催市町村外 在住者		
	日 当	交 通 費	宿 泊 料
理 事 会	2,000 円	5,000 円	13,100 円
評 議 員 会	2,000 円	+実 費	13,100 円

別表 5

非常勤役員・評議員の会議出席以外の業務に関する報酬

区 分	非 常 勤 役 員	支 払 条 件
交 通 費	別表 4 に準ずる	法人及び各施設等の用務等に従事した場合とする
市 内		
市 外		
日 当 1 日につき	6,000 円	法人及び各施設の運営業務等を執行する場合

別表 6 監事監査報酬

在住市町村と同一市町村での開催の場合

区 分	会議開催市町村と同一市町村在住者	
	日 当	交 通 費
監 事 監 査	12,000 円	5,000 円

在住市町村と異なる市町村での開催の場合（送迎用公用車利用の場合は、上記の金額を支給）

区 分	会議開催市町村外 在住者		
	日 当	交 通 費	宿 泊 料
監 事 監 査	12,000 円	5,000 円＋実 費	13,100 円